

独立行政法人農畜産業振興機構平成 26 年度業務実績に係る自己評価書

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-1	1 事業費の削減効率化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費（附帯事務費）の平成 24 年度比	毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 % の抑制	3,398 百万円 (平成 24 年度業務経費（附帯事務費）)	平成 24 年度比で 1.1% の抑制	平成 24 年度比で 2 % の抑制				
業務経費（当年度予算額）	—	—	3,177 百万円	3,155 百万円				
削減率	年度計画値以上の削減	—	6.5%	7.2%				
達成度合	—	—	591%	360%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第 1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。						
第 2 業務運営の効率化に関する事項	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 事業費の削減・効率化 事業費について	1 事業費の削減・効率化 事業費について	1 事業費の削減・効率化 事業費について	○1 事業費の削減・効率化 業務経費の対前	<主要な業務実績> 平成 26 年度の業務経費（附帯事務費）の	<評定と根拠> 評定 b 平成 26 年度における	

<p>は、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>ては、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>ては、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、平成24年度比で2%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>年度比の縮減率</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p>	<p>予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,155百万円と平成24年度比で7.2%削減した。</p>	<p>業務経費（附帯事務費）については、平成24年度比で7.2%削減し、達成度合は360%であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
---	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1)経費の削減 (2)給与水準の適正化 (3)随意契約の見直しに向けた計画的取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（人件費を除く）の平成24年度比	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制				
一般管理費（当年度予算額）(百万円)	—	—	626百万円	607百万円				
削減率	年度計画値以上の削減	—	3.1%	6.0%				
達成度合	—	—	100%	100%				
職員の給与水準の対国家公務員指数（目標）	国家公務員と同程度	—	100	100				
職員の給与水準の対国家公務員指数（前年度実績・当年度公表分）	—	—	101.3	100.4				
達成度合	—	—	98.7%	99.6				
随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件				
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件				
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件				
達成度合	—	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 一般管理費(人件費を除く。)の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成24年度比で6%の抑制を行うことを目標に、削減する。	○2 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1)経費の削減 ① 一般管理費の対前年度比の縮減率 b:達成度合は、100%以上であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 平成26年度の一般管理費(人件費を除く。*)の予算額については、607百万円と平成24年度比で6.0%削減した。 ※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。 【参考】 平成24年度一般管理費(人件費を除く。)予算額:646百万円	<評定と根拠> 評定b 平成26年度における一般管理費(人件費を除く。)については、平成24年度比で6.0%削減し、達成度合は100%であった。 <課題と対応> 特になし	
また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	また、地方事務所の賃借料等について、前年度設置したチームを活用し、経費削減を検討する。	② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 地方事務所の業務運営に関する検討会議を開催し、平成26年度における取組の確認を行い、検討結果を踏まえ、鹿児島事務所において賃借料の引下げを図った。 (削減効果:648千円/年(税抜))	<評定と根拠> 評定b 検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を進めることができた。 <課題と対応> 特になし	
(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当て	(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮	(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮	◇(2)給与水準の適正化 ① 職員の給与水準の年齢・地域・学	<主要な業務実績> 平成25年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指	<評定と根拠> 評定b 平成25年度給与水準について、国家公務員と	

<p>を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>し、手当てを含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>し、手当てを含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>数は、国家公務員と同程度の100.4となり、その検証結果等を平成26年6月30日に公表した。 なお、26年度は101.8となる見込みである。</p>	<p>同程度とすることができた（達成度合は99.6%）。また、その検証結果等をスケジュールどおりに公表した。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>② 政府方針を踏まえた適切な対応等 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった</p>	<p><主要な業務実績> 総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、平成25年度の職員の給与水準の結果を踏まえ、給与構造の見直し（本俸水準の引下げ）を平成26年4月1日に実施した。 ○本俸水準の引下げ 総括調整役▲1.4% 部長クラス▲0.8% 課長クラス▲0.6% 課長代理・補佐クラス▲0.4% 係長クラス▲0.2%</p>	<p><評価と根拠> 評価b 計画どおりに本俸水準の引下げを実施できた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)</p>	<p>(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣</p>	<p>(3)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣</p>	<p>◇(3)随意契約の見直しに向けた計画的取組 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取</p>	<p><主要な業務実績> 平成22年5月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、随意</p>	<p><評価と根拠> 評価b 随意契約等審査委員会に諮問された契約については、真にやむを得</p>	

<p>を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から機構が策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 5 月 13 日 22 農畜機第 714 号)に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p>	<p>議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 5 月 13 日 22 農畜機第 714 号)に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p>	<p>組 分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約（22 件）を除き、一般競争入札等（11 件）とした。 また、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について定期的に機構ホームページにおいて公表した。さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成 26 年 7 月 3 日に開催し、契約状況の点検を受けた。 また、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、1 者応札・応募の改善に向けて、1 者応札であった入札 13 件のうち、入札説明会に複数者が参加したもの（11 件）についてアンケートを実施した。</p>	<p>ない随意契約を除き全て競争性のある契約とすることができ、達成度は 100%（11 件/11 件）であった。 また、競争契約、随意契約の状況については、毎月、機構ホームページで公表することができた。 なお、1 者応札であった入札について、入札説明会に参加したものの応札のなかった者へのアンケートを実施することができた。また、遅くとも入札等公告の翌日にはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。</p>	
<p>また、一層の競争性と透明性の確保に努め、適正化を推進する。</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施す</p>	<p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施す</p>	<p>② 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲載及びホームページへの掲載件数とする。</p>	<p><主要な業務実績> 一般競争・企画競争・公募を実施した 182 件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った（うち企画競争・公募の実施は、11 件）。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
				<p><主要な業務実績> 一般競争・企画競争・公募を実施した 182 件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った（うち企画競争・公募の実施は、11 件）。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度は 100%（11 件/11 件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

	る。	る。	b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成26年7月3日に開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受け、契約の適切性等は問題なしとされた。 なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。		
	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。	< 評定と根拠 > 評定 b 入札・契約の適切な実施についての監査等に十分取り組んだ。	
					< 課題と対応 > 特になし	

<p>4. その他参考情報</p> <p>(契約に係る事務手続等)</p> <p>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>(第三者への再委託)</p> <p>契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成26年度においては、書類廃棄等が2件、サーバシステムの設定等が5件、調査関係が2件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。</p>
--

(1者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定のホームページ掲載等、1者応札解消に向けた取組を引き続き実施した。1者応札は13件（前年度16件）であった。

(法人の長に対する報告)

平成26年7月3日に開催された第6回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

(「独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成25年12月24日閣議決定）」のうち、「その他」への対応)

- 1 法人間における業務実施の連携強化による共同調達や間接業務の共同実施については、業務システムの利用に関する研修会について、他法人との共同開催により使用機器の賃貸料等の縮減を図ったところ。
- 2 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し（平成25年度）等により効率化に取り組んでいるほか、IT技術支援等については、民間委託の活用を図っているところ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-3	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1)業務全体の点検・評価</p> <p>(2)補助事業の審査・評価</p> <p>(3)内部統制機能の充実・強化</p> <p>(4)情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(5)緊急時を含めた連絡体制の整備</p>

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務運営の点検・評価の実施回数(計画値)	4回	4回	4回	4回					
業務運営の点検・評価の実施回数(実績値)	—	4回	4回	4回					
達成度合	—	100%	100%	100%					
内部監査における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数(計画値)	8部署	8部署	9部署	6部署					
内部監査における被監査部署の数(実績値)	—	8部署	9部署	6部署					
達成度合	—	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1)外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1)独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1)独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行</p>	<p>○3 業務執行の改善</p> <p>◇(1)業務全体の点検・評価</p> <p>① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行う</p>		

<p>させる等業務執行の改善を図る。</p>	<p>点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>う。</p> <p>① 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。</p>	<p>分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>を年度初めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行った。</p> <p>【参考】</p> <p>平成 26 年度は 4 月、7 月、10 月、1 月に実施した。</p>	<p>ことにより、業務運営の的確な進行管理を行うことができた。また、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行った。4 回の計画に対し、達成度合は 100%（4 回 / 4 回）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
		<p>② 平成 25 年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>	<p>② 第三者機関による業務の点検・評価の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 26 年 6 月 9 日に「平成 25 年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第 12 回機構評価委員会を開催し、平成 25 年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
		<p>③ 第三者機関による平成 25 年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応</p>	<p>③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p>	<p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価</p>	

		じて業務運営に反映させる。	<p>b:必要がなかった又は十分であった</p> <p>c:必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>d:必要はあったが、不十分であった</p>	への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んだ。	
	(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 平成25年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	<p>◇(2)補助事業の審査・評価</p> <p>① 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成25年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p>また、事業を確実に実施するため、理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の平成26年度補助事業の実施状況確認等の進行管理を的確に行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>補助事業の的確な進行管理とともに、平成25年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
			<p>② 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成26年6月25日に外部専門家・有識者からなる第20回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>関係各部との調整を経て、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
			<p>③ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>b:必要がなかった又は十分であった</p> <p>c:必要はあった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項につ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四</p>	

<p>(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンス</p>	<p>(3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。 ①平成 26 年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。</p>	<p>が、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p> <p>◇(3)内部統制機能の充実・強化 ① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>いての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p> <p><主要な業務実績> 平成 26 年度内部監査年度計画（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農畜機第 5363 号）に定められた、特産業務部、経理部、畜産経営対策部、畜産需給部の所掌業務、公文書管理法に基づく法人文書の管理状況及び随意契約見直し計画等に基づく取組状況について、内部監査規程、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、各被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p>半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 内部監査については、平成 26 年度内部監査年度計画における被監査部署 4 部署及び 2 テーマ（計 6 件）について、計画どおり実施することができた。 達成度合は、100%（6 件／6 件）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	--	--	---	---	--	--

	<p>スの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>② コンプライアンス委員会において審議された平成26年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。</p>	<p>② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成26年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、コンプライアンス監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」(毎四半期初月の第3木曜日)の取組、教育資材の導入・活用等について計画どおり実施した。 また、平成27年3月9日に第8回コンプライアンス委員会を開催し、平成26年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、平成27年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり実施し、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
		<p>③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開</p>	<p>③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり幹部会(原則毎週)の開催やイントラネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んだ。</p>	

		催。	分であった	会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 特になし</p>	
		④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。	④ 個人情報保護対策の推進 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績> 4月23日、5月16日及び6月20日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省等)に職員8名を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、12月12日に平成26年度採用職員を対象とした「個人情報取扱研修」を開催した。 また、11月5日～12月19日に個人情報保護管理担当者(各課課長)を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施し、現状を確認するとともに、適正な取り扱いについて推進を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 職員に保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組む、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見	(4) 情報セキュリティ対策の向上 政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏ま	◇(4) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等)	<p><主要な業務実績> 26年度当初、外部からの不正アクセスがあったこと及び監事によるシステム監査における指摘内容を踏まえ、以下の取組</p>	<p><評定と根拠> 評定b セキュリティインシデントが発生した場合の、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定及びそれに沿った連絡体</p>	

<p>を図る。</p>	<p>直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>えて、適宜、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>b:取組みは十分であった c:取組みはやや不十分であった d:取組みは不十分であった</p>	<p>を実施した。 ① サイバー攻撃対策検討委員会を設置するとともに、サイバー攻撃初期対応マニュアルを策定し、全役職員に周知 ② サイバー攻撃を未然に検知する機器を導入するとともに、外部専門家による監視業務を開始 ③ 標的型メールを疑似送付する訓練を実施するとともに同時に国への連絡を含めた連絡訓練も実施 ④ 外部講師による情報セキュリティ研修、役職員による自己点検、eラーニング方式による研修を実施 ⑤ システム台帳の整備を引き続き行うことにより、各業務システムの点検を実施 ⑥ システム改善計画を策定し、進捗管理を実施 ⑦ 平成 25 年度に設置した情報システム技術審査委員会において、ファイルサーバ等基幹システム等について審査を行い、業務内容に即した調達を実施 ⑧ 外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリ</p>	<p>制等を周知徹底することができた。 標的型メール訓練や研修、自己点検を継続的に実施し、研修等のアンケート結果においても有意義であるとの回答が約 8 割を占めるなど一定の評価があり、役職員の情報リテラシーの向上を図ることができた。 システム台帳の整備、システム改善計画の策定、情報システム技術審査委員会による審査等により、各情報システムのセキュリティ対策を計画的に実施することができた。 さらに、外部委託によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するリスクがないことを確認することができた。 これらの取組に着手して以降、サイバー攻撃によるセキュリティインシデントは発生していない。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
-------------	---	--	---	---	---	--

					ティインシデントに直結するリスクのないことを確認		
		<p>(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備（指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等）</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>また、26年度当初の不正アクセスの際は、速やかに所管部局に連絡し、適切に対応した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>セキュリティインシデントが発生した際の機構内及び農林水産省担当部局との連絡網を整備・更新し、連絡体制を整備することができた。また、農林水産省から提供される脆弱性情報の機構内での情報共有・対応状況の農林水産省への報告等を通じて、情報交換を的確に行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>4. その他参考情報</p> <p>(独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年6月13日法律第66号）への対応)</p> <p>同法により、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に記載すること等が定められているが、これについては、業務方法書を一部改正し、農林水産大臣の認可を得るとともに、関連する規程を制定又は一部改正する等、適切に対応した。</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2) 理事数についての検証等

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備 ◇(1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b: 必要がなかった又は十分であった c: 必要はあったが、やや不十分であった d: 必要はあったが、不十分であった ◇(2) 理事数についての検証等 (指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは	<主要な業務実績> 諸情勢の変化等は発生しなかったため、業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から組織体制の整備を図る必要はなかった。	<評価と根拠> 評価 b 組織体制の整備を図る必要はなかった。 <課題と対応> 特になし	
				<主要な業務実績> 理事数の検証については、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各	<評価と根拠> 評価 b 理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むことができた。	

	論を得る。	検証の上、結論を得る。	事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。	結論を得る。) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。	<課題と対応> 特になし	
--	-------	-------------	------------------------	--	-----------------------------	-----------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-5	5 補助事業の効率化等 (1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	—	112件	112件	161件				
事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112件	112件	161件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%				
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	—	68%	71%	70%				
達成度合	—	78%	79%	78%				
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	8事業	12事業	13事業				
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8事業	12事業	13事業				
達成度合	—	100%	100%	100%				
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	13,678件	4,671件	1,452件				
目標業務日以内で承認及び交付決定の通知を行った件数	10業務日以内の承認及び交付決定の通知	13,677件	4,671件	1,451件				
達成度合	—	99.9%	100%	99.9%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p>	<p>○5 補助事業の効率化等</p> <p>◇(1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施</p> <p>b：公募を実施した</p> <p>d：公募を実施しなかった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たって公募（年 5 回、延べ 13 事業）を行った。</p> <p>（内訳）</p> <p>畜産分野：年 2 回、延べ 11 事業</p> <p>野菜分野：年 3 回、延べ 2 事業</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。</p>	<p>(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。</p>	<p>(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p>	<p>◇(2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施主体との協議</p> <p>分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。</p> <p>b：達成度合は、90%以上であった</p> <p>c：達成度合は、50%以上 90%未満</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（161 件）について、事前に事業実施主体と協議（161 件）を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>事業実施主体との事前協議を行うことにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は、100%（161 件/161 件）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

	<p>② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>であった d：達成度は、50%未満であった</p> <p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b：評価基準を満たしているものを採択した d：評価基準を満たしているもの以外を採択した</p>	<p><主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回るが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) 肉用牛経営安定対策補完事業 11件 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 5件 小計 17件 (コスト分析・採択件数) 酪農生産基盤維持緊急支援事業 17件 肉用牛経営安定対策補完事業 6件 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 110件 沖縄食肉価格安定等特別対策事業 7件 小計 141件 合計 158件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 採択した事業費5千万円以上の施設等(15件)について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査が必要な事例はなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認できた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのもの利用状況の調査を行う。</p>	<p>④ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのもの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの(32件)及び5年目までのもの(47件)について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況等が計画を下回る等の12件について現地調査・指導を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、現地調査を通じて、これらを当事者に周知することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の</p>	<p>また、3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の</p>	<p>⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 b:達成度合は、100%以上であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 目標年を3年(肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)としている施設30件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、9件(い</p>	<p><評価と根拠> 評価c 達成度合が78%(70%/90%)となったが、投資効率が1以下のものについては全て改善策を提出させ、当初目標を達成するよう指導した。 <課題と対応></p>	

	<p>全件数に占める割合を 90%以上にする。</p> <p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>全件数に占める割合を 90%以上にする。</p> <p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>70%未満であった</p>	<p>ずれも、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業)については、投資効率が 1 以下となり、全件数に占める投資効率 1 超の割合は、70%であった (30 件中 21 件)。</p> <p>新規参入者の経営開始後 3 年目以降に行っていた現地調査・指導については、平成 26 年度から早期指導の観点から、事業実施主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、経営開始当初のものも対象として行った。</p> <p>また、調査・指導結果に基づき、新規参入者に共通する全国的な経営の傾向及び安定経営へ向けた事例分析等を取りまとめた報告書を作成し、事業実施主体等に対して、新規参入者に対する技術・経営の支援の充実等を要請した。</p> <p>また、投資効率が 1 以下のものについては、全ての事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成できるよう指導した。</p> <p>平成 25 年度における評価対象施設 55 件の事後評価結果については、平成 26 年 6 月に開催された補助</p>	<p>投資効率が 1 以下の事例が多い肉用牛生産の新規参入を支援する事業においては、新規参入者の飼養管理技術が十分でないこと等が要因である場合が多いことから、引き続き事業実施主体等と連携し、支援体制の強化等に努め、必要に応じて経営開始当初から現地調査・指導を行う (必要に応じて継続的に実施)。</p> <p>また、これまでの調査・指導に基づく安定経営に向けた情報提供を関係者へ引き続き行うとともに、事業実施主体等に対して、新規参入者に対する技術・経営の支援の充実等を要請する。</p>	
--	--	--	------------------	--	---	--

<p>(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。</p> <p>また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>◇(3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保</p> <p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった</p> <p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b: 達成度合は、90%以上であった c: 達成度合は、50%以上 90%未満であった d: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>事業に関する第三者委員会で報告した。</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した（991件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。 （内訳） 畜産分野：951件 野菜分野：40件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行うことにより、事業の審査を的確に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
				<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規6事業・拡充6事業（緊急対策を含む。）全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（21回）を実施するとともに、継続事業についても同様の会議（28回）を実施した。 また、巡回指導（148回）を計画的に実施した。 野菜農業振興事業における新規1事業について、事業説明会（3回）を実施すると</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 畜産業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%（13事業/13事業）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

	<p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p>	<p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p> <p>④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である。</p>	<p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p>	<p>ともに、現地確認調査を(17回)実施した。</p> <p><主要な業務実績> 事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況等の管理を行った。</p> <p><主要な業務実績> 平成26年度に実施する畜産振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。</p> <p><主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は99.9%であった(総受理件数1,452件に</p>	<p><評価と根拠> 評価b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施し、補助事業の適正、効率的な実施を確保することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表することにより、補助事業の適正、効率的な実施を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は99.9%(1,451件/1,452件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		る件数の全件数に占める割合を90%以上とする。	b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	し、10 業務日以内に行った件数は 1,451 件)。 (内訳) 畜産分野 : 1,167 件 /1,168 件 野菜分野 : 284 件/284 件		
	⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。	⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。	⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 b : 適切な評価手法を導入した d : 評価手法を導入しなかった	<主要な業務実績> 従前どおりコスト分析手法を適用する次の2事業の補助対象について、新たなコスト分析基準を設定した。 ① 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち養豚施設等総合整備事業 : 「クーリングパット」の面積単価 ② 加工・業務用野菜生産基盤強化事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業 : 「会場借料」等の補助対象経費	<評価と根拠> 評価 b 新たな評価手法を導入すべき補助事業について、全て適切な評価手法を導入した。 <課題と対応> 特になし	
			⑦ 評価手法の必要に応じた改善等 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 平成 25 年度に外部有識者を交えて改善の検討を行った新規参入円滑化事業に係る費用対効果分析手法について、改善した新たな手法を適用して採択を行った。	<評価と根拠> 評価 b 採択時に適用する費用効果分析手法を改善し、採択することができ、十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	
	⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不利用	⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等	⑧ 決算上の不利用理由の分析 b : 取り組みは十分	<主要な業務実績> 平成 25 年度事業のうち不利用額が大きい	<評価と根拠> 評価 b 不利用額の大きい事業	

	<p>由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p> <p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。</p> <p>ア 決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>であった</p> <p>c:取組みはやや不十分であった</p> <p>d:取組みは不十分であった</p> <p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p> <p>b:取組みは十分であった</p> <p>c:取組みはやや不十分であった</p> <p>d:取組みは不十分であった</p>	<p>事業について、その理由を分析し、平成26年6月25日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>酪農ヘルパー事業円滑化対策事業において地方団体に造成していた都道府県事業基金については、事業実施期間が終了したことから閉鎖した。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、後年度負担が明確な基金（畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金）について、当該基金を保有する法人が毎年度見直しを行うよう基金の管理に関する基準の改定を行った。</p> <p>さらに、「国庫補助金等により造成が行われた基金の執行状況等に関する外部有識者ヒアリングの指摘に対する対応等について」（行政改革推進本部事務局事務連絡）に基づき実施した当該基金の再点検により平成27年度以降発生する運用益につ</p>	<p>について、その理由を整理し、取組みは十分であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>平成26年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	---	--	--	---	--

				いて国庫納付することとした。		
		—	⑩ 基準等の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定-	

4. その他参考情報	
<p>(会計検査院からの指摘への対応)</p> <p>平成 26 年度において、会計検査院から処置要求が 1 件あったが、これについては要綱の改正等により適切に対応したところ。なお、会計検査院の指摘により機構で改善処置を講じた事項があった(処置済み)。</p> <p>(「独立行政法人改革等に関する基本的方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページの周知等を通じて実施している。 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。 	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び制度関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっ	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっ	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 (指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 短期借入金の借入れに当たり、平成27年3月20日に一般競争入札を実施し、平成27年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、0%となった。 【参考】 応札金融機関:5社 また、年末年始を除く全ての借入れについて、借入期間を1週間以内としたこと等により、変動利率(日本円タイボー)は、最も低く抑えられた。	<評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた決定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、年末年始を除く全ての借入れに係る借入期間を1週間以内としたことで、借入利率のうち変動利率(日本円タイボー)が最も低く抑えられ、借入利息の削減を行うことができた。 <課題と対応> 特になし		

	<p>コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>ては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p>		<p>【固定利率の推移】</p> <p><22年度> 0.05%</p> <p><23年度> 0.01%</p> <p><24年度> 0.009%</p> <p><25年度> 0.001%</p> <p><26年度> 0%</p>		
--	--	---	----------------------------------	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	—	7 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入れをするに当たっては、市中の金利	—	○7 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入れ金の極力有利な条件での借入 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	

		情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入を図る。					
--	--	-------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-1	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1) 畜産関係業務

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養豚補填金を交付した回数	—	12,579件	3,011件	—					予算額(千円)	140,853,730	170,714,493		
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	—					決算額(千円)	132,797,550	102,106,089		
達成度合	—	100%	100%	—					経常費用(千円)	177,551,096	103,744,675		
									経常利益(千円)	△69,071,951	△8,124,020		
									当期総利益(千円)	0	0		
									従事人員数	57.9	57.9		

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興		

業 ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。 ①肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。	事業 ◇ア 肉用牛対策 (ア)肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績> 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 平成 26 年度基金造成額: 580 億 9 千万円</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、基金造成を適切に行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	事業 イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の	事業 イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に生産者補填金を交付する。	事業 ◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付 分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を 21 業務日以内に交	<p><主要な業務実績> 平成 25 年度第 4 四半期、平成 26 年度第 1~第 3 四半期分に係る補填金は、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 全国会議において事務処理上の重要点を説明するとともに、予め事務連絡文書を発出等することにより生産者への補填金交付に係る日程を毎回周知すること等により、生産者への迅速な補填金の交付について、都道府県団体を十分指導した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
					<p><評定と根拠> 評定 ー</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

		交付等を行う。		付した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった			
ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策にあつては、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。	◇ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第1の5の(3)の②参照)	<評定と根拠> 評定 b <課題と対応> 特になし		
3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等	○3 緊急対策 ◇(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対	<主要な業務実績> 平成 27 年 1 月に配合飼料価格高騰に対応するため、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し事業を実施した。(事業数：1 事業)	<評定と根拠> 評定 b 配合飼料価格の高騰や補正予算に関係した補助事業について、機動的かつ弾力的な対応を行うことにより、畜産に係る国の緊急対策に速やかに着手す		

<p>を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>策等の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>また、平成27年2月に国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、国からの要請等を踏まえ、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業実施要綱を制定し、事業を実施した。（事業数：新規1事業）</p>	<p>ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	--	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と実績の乖離理由)</p>
<p>子牛価格や枝肉価格が堅調に推移したこと等から、経営安定対策事業の発動が少なかったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-2	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	49件	47件	44件					予算額(千円)	22,802,660	31,152,593		
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日 以内の交付	49件	47件	44件					決算額(千円)	20,173,560	26,869,931		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	20,173,560	26,869,931		
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回	12回					経常利益(千円)	△1,759,113	0		
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回	12回					当期総利益(千円)	0	0		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	5.10	5.10		

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3) 平成25年度の経常利益は18億円のマイナスとなっているが、これに対しては、前中期目標期間繰越積立金取崩額が充当されるため、当期利益（純利益）は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金の交	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生産者補給交付金	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付		

<p>付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>の交付 ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金については、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した(44件)。 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るに当たっては、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で指導を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 支払請求があった全てについて18業務日以内の交付ができた。達成度合は、100% (44件/44件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。</p>	<p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p>	<p>イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p>	<p>◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て9業務日以内に公表した。 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て9業務日以内に公表できた。達成度合は、100% (12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報

(予算と実績の乖離理由)

生乳生産の減少に伴う加工原料乳向け生乳数量が減少したことによる加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-3	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回					予算額(千円)	21,330,466	21,332,632		
目標業務日以内に交付した回数	14業務日以内の交付	8回	6回	4回					決算額(千円)	4,191,114	3,434,023		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	4,191,114	3,434,023		
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回					経常利益(千円)	△13,734	△1,959		
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回					当期総利益(千円)	0	0		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	4.20	4.20		

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
- 3) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務		

<p>③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25年度第4四半期、平成26年度第1～第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務の迅速化に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期ごとに事務連絡文書を発して周知した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 交付申請書を受理した日から14業務日以内にすべて交付することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表 (ア)交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表す</p>	<p>◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア)5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績については、交付を終了した日（発動がないときは平均売買価格告示日）から全て5業務日以内に公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

			る。	70%以上 100% 未満であった d : 達成度は、 70%未満であっ た			
	また、生産者 に対して生産者 補給金等交付通 知書（葉書）を 送付すること等 により、情報提 供の質の向上を 図る。	(イ)肉用子牛生 産者補給金制度 の適切な運用に 資する目的で生 産者に提供する 情報の質の向上 を図るため、生 産者補給金交付 通知書（葉書） 等の活用を行 う。	(イ)生産者補給 金 交付 通知 書 （葉書）の活用 b : 取り組みは 十分であった c : 取り組みは やや不十分であ った d : 取り組みは 不十分であった	<主要な業務実績> 肉用子牛生産者補 給金制度の適切な運 用に資するため、生産 者補給金等の発動が あった場合に、生産者 補給金交付通知書（葉 書）を活用し、肉用子 牛生産者に対し、同制 度に関する情報を提 供した。	<評定と根拠> 評定 b 生産者補給金等の発動 があった場合には、生産者 補給金交付通知書（葉書） を活用し、肉用子牛生産者 補給金制度について周知 することができた。 <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 全品種で平均売買価格が保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
買入れ又は 売渡しの実 施回数	—	—	—	—					予算額（千円）	69,503	70,418		
目標業務日 以内に買入 れ又は売渡 しを実施し た回数	30 業務日 以内の買入 れ又は売渡 しを実施 した回数	—	—	—					決算額（千円）	0	0		
達成度合	—	—	—	—					経常費用（千円）	0	0		
指定食肉の 需給動向の 公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月					経常利益（千円）	0	0		
指定食肉の 需給動向の 公表月数(実 績値)	—	12月	12月	12月					当期総利益(千円)	0	0		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	0	0		
国が保管計 画の認定を 行った回数	—	—	—	—									
目標業務日 以内に調整 保管の交付 決定を行っ た回数	14 業務日 以内の交付 決定	—	—	—									
達成度合	—	—	—	—									

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものを掲載している。

- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
 3) 畜産物の需給動向の把握に係る業務のインプット情報については、第2の5情報収集提供業務に一括計上している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内の買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 b: 達成度合は、100%であった c: 達成度合は、70%以上 100%未満であった d: 達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 指定食肉の買入れは実施しなかった。	<評価と根拠> 評価－ <課題と対応> 特になし	
	イ 指定食肉の	イ 指定食肉の	イ 指定食肉の	<主要な業務実績>	<評価と根拠>	

	買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	指定食肉の価格安定に資するため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	評価 b 指定食肉等の需給動向等を、毎月、定期的に公表し、達成度合は、100%（12月/12月）であった。 <課題と対応> 特になし	
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該	<主要な業務実績> 畜産物の価格安定に資するため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。	<評価と根拠> 評価 b 計画どおり畜産物の需給動向を把握することができた。 <課題と対応> 特になし	
				<主要な業務実績> 国において、生産者団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定が行われなかった。	<評価と根拠> 評価一 <課題と対応> 特になし	

				<p>保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。</p> <p>b：達成度は、100%であった</p> <p>c：達成度は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と実績の乖離理由)

指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかったため。

値)																			
達成度合	—	100%	100%	100%															
売買実績に係る情報の公表した回数	—	12回	12回	12回															
目標業務日以内に公表した回数	19 業務日以内の公表	12回	12回	12回															
達成度合	—	100%	100%	12回															

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

4) 平成26年度の予算額等が大幅に増額しているのは、追加輸入の実施によるもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日	○ 2 需給調整・価格安定対策 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 20業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を20業務日以内に売渡した契約数とする。 ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	<主要な業務実績> 年末までのバターの安定的な供給を確保する観点から、平成26年5月21日付けで農林水産大臣から7,000トンの輸入承認を受け、年末までに輸入した96件の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行った。 さらに、年度末までのバター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平	<評価と根拠> 評価b 平成26年5月21日付けで農林水産大臣から輸入承認を受け、年末までに輸入したバター96件、さらに、平成26年9月26日付けで農林水産大臣から輸入承認を受け、年度末までに輸入したバター33件及び脱脂粉乳64件の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行い、達成度合は100% (193/193件)であった。	

<p>う。</p>	<p>以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>成 26 年 9 月 26 日付けで農林水産大臣からバター3,000 トン及び脱脂粉乳 10,000 トンの輸入承認を受け、年度末までに輸入したバター33 件、脱脂粉乳 64 件の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行った。</p>	<p><課題と対応> 平成 26 年度のバター需給は、前年度の猛暑や酪農家の離農等で生乳生産量が減少し、バター生産量及び在庫量が大きく減少した。 このような状況から、機構では 2 度にわたり、10,000 トンの追加輸入の措置を講じ、需給の安定に努めた。 しかしながら、平成 26 年末のバター需要期において、小売店等でバターの品薄が生じたことを踏まえ、農林水産省と協議の上、バターの輸入業務に関連し、以下のような、運用の改善を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入決定時期の明確化 2 輸入品の引渡時期の早期化 3 洋菓子店等でも直接利用できる形(1～5 kg、冷凍)のバターを輸入対象に追加 <p>また、バターの需給安定のためには、情報収集及び発信が重要であることから、次のとおり取り組みを強化した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機構ホームページにおいて、「バターの安定供給に向けた独立行政法人農畜産業振興機構の取り組み」を公表した。 2 新たに全国の小売店 	
-----------	---	---	--	---	--	--

<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、平成26年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。</p>	<p>イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、平成26年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した数量（不落札分を除く。） バター3,000 トン 脱脂粉乳 9,178 トン ホエイ・調製ホエイ 4,500 トン デイリースプレッド 500 トン バターオイル 250 トン 全乳換算 137,206 トン</p>	<p>(スーパーマーケット)でのバターの販売状況 (POSデータ)として販売量及び販売価格を定期的に取りまとめ、公表している。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結できた。達成度合は、100% (137,206 トン/137,202 トン) であった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
<p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指</p>	<p>ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指</p>	<p><主要な業務実績> 四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイリースプレッド並び</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は、100% (22,656 トン/22,656 トン) であった。</p>				

	<p>示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった （売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。）</p>	<p>にバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡計画の数量 22,656 トン ii) 売渡入札に付した数量 22,656 トン</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>(イ)需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 需要者の要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックすることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品</p>	<p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・</p>	<p>エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表 分母を12月と</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、「バターの品目別在庫量」</p>		

	<p>の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。</p>	<p>乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>し、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施し、ホームページにおいて公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。</p>	<p>及び「バター及び脱脂粉乳の需給予測」を、毎月、定期的にホームページに公表し、達成度合は、100%（12月/12月）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p>	<p>エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに全て公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表し、達成度合は、100%（12回/12回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報

(予算と実績の乖離理由)

国際価格の低下により輸入乳製品の買入価格が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955件	1,123件	1,435件					予算額(千円)	21,767,519	21,781,682		
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	955件	1,123件	1,435件					決算額(千円)	9,688,130	9,194,439		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360		
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24件	36件	63件					経常利益(千円)	0	0		
目標業務日以内に交付した件数	22業務日以内の交付	24件	36件	63件					当期総利益(千円)	0	0		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	13.50	13.50		
リレー出荷の特例措置に係る周知を図る者の総数(計画)	500者以上	—	500者	500者									

	日から11業務日以内に交付する。	る。	数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった				
② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付申請の総件数63件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は63件であった。	<評定と根拠> 評定b 申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、目標期間内の交付に向けて迅速な手続に努めた結果、達成度合は、100% (63件/63件)であった。 <課題と対応> 特になし		
また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中30グループ以上行われることを目標	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよ	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよ	◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数500者とし、分子をこれらの周知活	<主要な業務実績> リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等1,307者に配布した。 また、野菜の交流会の場を活用し説明会を実施した。	<評定と根拠> 評定b リレー出荷の特例措置等の周知等を十分に行うことができ、達成度合は261% (1,307者/500者)であった。 <課題と対応> 特になし		

<p>に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>う、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p> <p>また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>う、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年2回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年500以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p>	<p>動を通じて周知を図った実績者数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>			
<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売額をホームページに掲載した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>年度を通じて、毎月公表し、達成度合は、100% (12月/12月) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

				c : 達成度は、 70%以上 100% 未満であった d : 達成度は、 70%未満であっ た			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と実績の乖離理由)							
指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-7	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ④ 野菜農業振興事業 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 ② ホームページ等による業務内容等の公表 3 緊急対策 (2)野菜関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数(特定野菜)	—	763件	939件	969件					予算額(千円)	3,280,555	4,174,767		
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	763件	939件	969件					決算額(千円)	981,643	1,920,340		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	817,105	1,801,689		
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(計画値)	12月	12月	12月	12月					経常利益(千円)	△81	△8		
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(実績値)	—	12月	12月	12月					当期総利益(千円)	0	0		
									従事人員数	15.50	15.50		

達成度合	—	100%	100%	100%										
------	---	------	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 助成金の交付申請の総件数969件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、969件であった。	<評定と根拠> 評定b 目標期間内の交付に向けて、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、達成度合は、100%（969件/969件）であった。 <課題と対応> 特になし	
	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機	<主要な業務実績> 機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行った。その他、業界紙への広告掲	<評定と根拠> 評定b 事業の積極的なPRに努めた結果、1次、2次公募合わせて79事業実施主体（216契約）を採択した。	

<p>産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>動的・弾力的な実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p>	<p>載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。 また、事業の効果及び課題を検証し、それに係る運用改善を農林水産省に対して提案するとともに、提出様式の簡素化の取組を行った。</p>	<p>モデル事業の課題について、提出様式の簡素化を行い、改善を図ることができた。 また、平成27年度以降の新たなモデル事業の運用改善案が国の要領等の改正に反映された。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>○2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ◇①野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業22件、消費拡大推進事業2件、野菜緊急需給調整推進助成事業15件を実施するとともに、野菜需給協議会等各種会議(19回)の場を活用して事業の普及・推進を図った。 加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、事業実施主体等と連絡・調整を密に行うとともに、事業実施計画の承認等を踏まえ、本事業の課題を整</p>	<p><評定と根拠> 評定b 産地情報調査員設置事業等を実施するとともに、様々な機会を活用して、事業の普及推進を図ることができた。 また、野菜需給協議会等を適時に開催することができた。 この結果、野菜農業振興事業について、機動的・弾力的に実施することができた。 事業実施主体等と綿密な連絡調整を行った結果、38者に対して交付決定を行うなど事業を適切に実施することができた。 また、平成27年度以降の事業運営に向けた運用</p>	

<p>動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>			<p>理し、それに係る運用改善の提案を農林水産省に対して行った。</p>	<p>改善案が、国の要領の改正に反映された。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業は、平成25年度に実施したアンケート結果を踏まえ、個々の事業の必要性や事業のメニューの見直し等について検討を行い、今後の農林水産省の見直し作業に検討結果を提供する。</p>	<p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25年度に実施した登録出荷団体等に対するアンケート結果等を踏まえ、事業の必要性や事業メニューの内容について検討し、その結果を事業の見直し案として取りまとめ、農林水産省へ提供した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事業メニューの見直し等について検討し、その結果を農林水産省へ提供することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向、新たに実施した冷凍野菜の実態調査及び野菜需給協議会の概要等についても公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 生産者の経営判断に資するよう、野菜の需給・価格に関する統計データ等とともに、野菜需給協議会等の概要を公表することができた。達成度合は、100%（12月/12月）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

	<p>3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>○3 緊急対策 ◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p><主要な業務実績> 発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。</p>	<p><評定と根拠> － <課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と実績の乖離理由) 特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-8	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (3) 砂糖関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	—	164件	179件	184件					予算額(千円)	65,057,264	64,641,478		
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	164件	179件	184件					決算額(千円)	61,674,032	59,471,059		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	61,614,931	59,465,541		
国内産糖交付金の申請書の受理期の合計	—	30期	34期	36期					経常利益(千円)	3,502,238	3,069,661		
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	30期	34期	36期					当期総利益(千円)	3,502,238	3,133,525		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	23.70	23.70		
交付決定数量を公表した回数	—	12回	12回	12回									
目標の期日までに公表し回数	翌月15日までの公表	12回	12回	12回									
達成度合	—	100%	100%	100%									
売買実績を	—	12回	12回	12回									

公表した回数																			
目標の期日までに公表し回数	翌月 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回															
達成度合		100%	100%	100%															

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ◇① 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった 184 件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定 b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100% (184 件/184 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
② 国内産糖交付	② 国内産糖交	② 国内産糖交	◇② 国内産糖	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

<p>金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>国内産糖交付金については、交付申請があった延べ36期における177件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。</p>	<p>評価 b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(36期/36期)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、ホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>○ 2 需給調整・価格安定対策</p> <p>◇(3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
--	---	--	--	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と実績の乖離理由) さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付額が予算額を下回ったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数	—	87件	87件	96件					予算額(千円)	12,113,869	12,069,578		
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	87件	87件	96件					決算額(千円)	10,917,219	11,030,563		
達成度合	—	100%	100%	100%					経常費用(千円)	10,916,738	11,030,299		
国内産いもでん粉交付金の申請書の受理期の合計	—	48期	48期	49期					経常利益(千円)	△1,243,374	△218,605		
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	48期	48期	49期					当期総利益(千円)	0	0		
達成度合	—	100%	100%	100%					従事人員数	13.10	13.10		
交付決定数を公表した回数	—	12回	12回	12回									
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回									
達成度合	—	100%	100%	100%									

売買実績を公表した回数	—	12回	12回	12回											
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回											
達成度合	—	100%	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ◇① でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった96件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%（96件/96件）であった。 <課題と対応> 特になし

<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった延べ49期における85件全てについて、18業務日以内に交付金を交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、全ての交付申請について期間内に交付することができた。達成度合は、100%(49期/49期)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

				70%未満であった			
2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4)でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (4)でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり、全て期限内に公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報 (予算と実績の乖離理由) でん粉原料用かんしょ生産量が当初見込みを下回ったことにより、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付額が予算額を下回ったため。
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1) 畜産関係業務 (2) 野菜関係業務 (3) 砂糖関係業務 (4) でん粉関係業務

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政サービス実 施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
4 資金の流れ等 についての情報公 開の推進 (1) 畜産関係業務 機構が実施する 補助事業等の運営 状況等について、 国民に十分な説明 責任を果たす等の 観点から、機構か らの直接の補助対 象者のみならず、 そこから更に補助 を受けた者の団体 名、金額、実施時	4 資金の流れ 等についての情 報公開の推進 (1) 畜産関係業 務 機構が実施する 補助事業等の運 営状況等につ いて、国民に十 分な説明責任を 果たす等の観点 から、機構から の直接の補助対 象者のみならず、 そこから更に補 助を受けた	4 資金の流れ 等についての情 報公開の推進 (1) 畜産関係業 務 機構が実施する 補助事業等の運 営状況等につ いて、国民に十 分な説明責任を 果たす等の観点 から、以下の措 置を講じる。 ア 機構からの 直接の補助対象 者及びそこから	○ 4 資金の流れ 等についての情 報公開の推進 ◇ (1) 畜産関係 業務 ア 機構からの 直接補助対象者 等に係る情報公	<主要な業務実績> 機構からの直接の 補助対象者及びそ	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり 9 月末まで	

<p>期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>から更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成26年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>に公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも</p>	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を平成26年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 計画どおり9月末までに公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも</p>	<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3</p>	<p>ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)に準じて定めた基準(平成24年度改正)に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p><主要な業務実績> 配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業準備財産について、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成26年5月9日及び平成27年3月30日にホームページにおいて公表した。 肥育安定基金について、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を平成26年12月25日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 基金造成後速やかに公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>のも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で平成26年9月8日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 平成25年度の実績に係る畜産業振興事業に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で期限内に機構ホームページにおいて公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時</p>	<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更</p>	<p>(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象</p>	<p>◇(2)野菜関係業務 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは</p>	<p><主要な業務実績> 平成25事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、平成26年9月19日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに情報を公開した。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>不十分であった</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成25事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、平成26年9月19日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 計画どおり9月末までに情報を公開した。</p>
<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(3)砂糖関係業務 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込みについて平成26年9月10日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 計画どおり9月末までに情報を公表することができた。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>

<p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>(4) でん粉関係業務 機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を</p>	<p>(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を</p>	<p>◇(4) でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	

		額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。				
--	--	---	---------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

達成度合	—	—	100%	100%															
------	---	---	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
<p>5 情報収集提供業務 (1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>5 情報収集提供業務 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>5 情報収集提供業務 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成26年度の実施状況及び平成27年度の計画について検討する。</p>	<p>○ 5 情報収集提供業務 ◇ (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成26年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成27年度の計画について検討した。 畜産：3月6日 野菜、砂糖・でん粉：3月3日 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 なお、「平成25年度に係る業務の実績に</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 平成26年度情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催し、前年度情報検討委員会の意見等を平成26年度に提供した記事等に適切に反映することができた。 また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。 <課題と対応> 特になし</p>		

					<p>関する評価結果」を踏まえ、海外情報については、長期の海外出張等を活用し、一層の積極的な収集・提供に努めた。</p> <p><主要な業務実績> 外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>① 調査報告会の開催：9回（平成25年度9回） ② 外部からの講演依頼：27回（平成25年度13回） ③ 新聞等での引用等：1,544件（平成25年度1,347件） ④ 面談等による個別説明の要請等：27件（平成25年度29件）</p> <p><評価と根拠> 評価 b 調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのよりの確な把握に努めることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>② 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の取組 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布 4,750 件、回答 1,540 件、回収率</p> <p><評価と根拠> 評価 b アンケート様式の作成、発送・回収を着実にを行い、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p>	<p>◇ (2) 情報提供の効果測定等 ① アンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布 4,750 件、回答 1,540 件、回収率</p> <p><評価と根拠> 評価 b アンケート様式の作成、発送・回収を着実にを行い、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		

<p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>② 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>32.4%) <主要な業務実績> 情報利用者の満足度を把握するため、平成26年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.2であり、その目標の4.0を上回った。 「畜産の情報」の評価結果：4.2 「野菜情報」の評価結果：4.2 「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.2</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 情報利用者の満足度は、中期計画・平成26年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は、105%(4.2/4.0)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等</p>	<p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への</p>	<p>③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p>	<p>③ 情報提供内容等の改善等 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果等を踏まえ、野菜情報において、新たに毎月、直近の中国の生産状況等を分かりやすく提供するなど、海外情報を拡充した。 また、情報検討委員会における議論を踏まえ、情報誌のテーマを定め、特別編集を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 情報提供内容について必要な改善を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	
		<p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる</p>	<p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 b：取り組みは</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での</p>	<p><評定と根拠> 評定 b アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報</p>	

<p>の見直しを行う。</p>	<p>重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>情報提供の実施効果を検証した。 その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が93.8%、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が6割以上であった。</p>	<p>提供の実施効果の検証により、依然として左記のメリットを挙げる者が多数いるなど紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
			<p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> ホームページによる情報提供への誘導をさらに進めるため、a l i cセミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施し、発行数の増加を図った。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする81者への送付を停止した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b メールマガジンの発行数の増加により、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めることができた。 また、紙媒体の送付数を削減することができた。 3月末現在のメールマガジン発行数 畜産：2,094件(+251件) 野菜：1,603件(+237件) 特産：1,369件(+153件) ※()は、前年度末からの増減数。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて</p>	<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向</p>	<p>◇ (3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報</p>	<p><主要な業務実績> 情報件数1,190件(うち需給関連統計情報734件、需給動向情報456件)の全てを情報収集の翌月までの期間内に公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表できた。達成度合は、100%(1,190件/1,190件)</p>	

	<p>年度計画に定める期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>		<p>であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>b：必要がなかった又は十分であった</p> <p>c：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等から311件（うち国から59件、国以外から252件）の問合せがあり、情報を保有していた297件については、全て翌業務日以内に対応した。情報を保有していなかった問合せ14件については2～17日後までに対応した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の</p>	<p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者等のニーズ把握のた</p>	<p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者の情報ニーズを把握</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であ</p>	<p><主要な業務実績> 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを平成27年1月に実施した。（10代～60代の男女、有効サンプル数は200名）</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおりアンケート調査を実施し、平成27年度における情報提供の参考とすることができた。平成26年度のアンケートでは、ホームページを通じた機構のイメージがとても良い・やや良いと回答した者の割合は約5割であった。</p>	

高い情報を積極的に提供する。	<p>めのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>った d：取り組みは不十分であった</p> <p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施） b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 昨年度実施したホームページに係るアンケート結果を踏まえ、消費者コーナーのデザイン等を改修するとともに、昨年度作成した料理レシピを順次ホームページに掲載した。</p> <p><主要な業務実績> 消費者等の理解促進を図るため、衛生管理が厳しく求められる砂糖の製造工場を訪問し、砂糖の生産、流通関係者との意見交換会を実施した。また、食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）</p>	<p><評定と根拠> 評定 b ホームページでのコンテンツの視認性を向上することで、消費者等へのわかりやすい情報提供が推進できた。平成 26 年度のアンケートでは、消費者コーナーの印象がとても良い・やや良いと回答した者は約 7 割であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 意見交換会に参加した消費者代表の方から、工場の衛生管理の徹底や機構業務への理解が深まったとの意見が得られ、消費者への機構業務への理解促進を図ることができた。また、alic セミナーのアンケートでは、良かった・まあ良かったとの意見が 8 割を超えるなど多くの参加者から高評価を得ることができ、機構業務への理解促進に取り組むことが</p>

<p>(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(5) ホームページの情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。 ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。 ② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供するとともに、トップページに掲出している注目キーワードの更新に活用した。 ホームページへのアンケート結果を踏まえ、消費者コーナーのデザイン等を改修するとともに、昨年度作成した料理レシピを順次ホームページに掲載した。また、プレスリリースや新着コーナーの情報について、PDFの利用を控えるとともに「画像貸出コーナー」の充実を図った。</p>	<p>できた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価 b アクセス分析を行うことにより、情報提供の内容変更を活用することができた。 また、平成 25 年度のアンケート結果を集計・分析した結果を踏まえ、ホームページを改善することができた。平成 26 年度のアンケートでは、トップページの印象がとても良い・やや良いと回答した者の割合は約 6 割、消費者コーナーの印象がとても良い・やや良いと回答した者は約 7 割であった。 なお、機構ホームページ全体のアクセス件数(訪問数)は 697 万件で対前年比 104%であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(6) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を 6 回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ消費者向け広告やホ</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 消費者向け広告やホームページの改善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討することができた。消費者向け広告のアンケートでは、内容がとても分かりや</p>	

				d : 取り組みは不十分であった	ホームページの改善等を行った。	すい・分かりやすいと回答した者の割合は8割を超え、国民の理解を深めるための広報活動ができた。	
(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。	(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。	(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。	◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	<主要な業務実績> 情報提供した事項に対する照会件数6件のうち、翌営業日以内の回答は6件であった。	<課題と対応> 特になし	<課題と対応> 特になし	
						<評定と根拠> 評定b 6件のうち6件について、翌営業日以内に対応し、達成度合は、100%(6件/6件)であった。 なお、この他に2件の問い合わせがあったが、回答に当たって農水省への確認が必要であったため、照会件数から除外している。	
						<課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報
(予算と実績の乖離理由) 農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したことから予算額を下回った。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3	1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。 また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	◎第3 予算、収支計画及び資金計画 ○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化によ	<主要な業務実績> 年度計画に基づき、各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を実施した。 平成26年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,155百万円と平成24年度比で7.2%削減した。	<評定と根拠> 評定b 事業費、一般管理費（人件費を除く。）については、計画どおり削減を図ることができた。 <課題と対応> 特になし	

			<p>る経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p>	<p>一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、607百万円と平成24年度比で6.0%削減した。</p> <p>※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。</p> <p><主要な業務実績> 以下により、年度計画及び予算の変更を行った。</p> <p>①畜産勘定において、平成26年度第1号補正予算の成立に伴い、収入予算額を資金からの受け入れを減額し、その他の政府交付金（15,000百万円）を増額した。</p> <p>②補給金等勘定において、バター及び脱脂粉乳の追加輸入の実施に伴い、所要の事業費（15,793百万円）を追加した。</p> <p>③砂糖及びでん粉勘定において、日豪EPA交渉の合意に基づき、高糖度粗糖の輸入が行われることに伴い、業務システムの改修を行う必要が生じたため、それぞれの業務経費に所要の予算額（各3,350千円）を追加した。</p> <p>④野菜勘定において、平成26年度第1号補正予算の成立に伴い、</p>	<p><評価と根拠> 評価b 4回の年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---------------------------------	--	---	--	--

<p>2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。</p> <p>① 事業資金のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p> <p>b:運用は適切であった</p> <p>d:運用は不適切であった</p> <p>(指標=毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施)</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>収入予算額(国庫補助金)を1,200百万円増額した。</p> <p>翌年度の運営費交付金については、運営費交付金算定ルールに基づき算定を行った。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>「資金管理運用基準」に基づき、事業資金のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。</p> <p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	---	--	--	--	---	--

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 386 億円及び畜産業振興資金 2,090 億円（関連法人等に対する出資金見合等 78 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 562 億円及び野菜農業振興資金 158 億円を平成 26 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）による指摘を踏まえ、畜産関係については、平成 23 年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止した。結果として、畜産関係の事業のうち経営安定対策は 400 億円超の減額。また、平成 23 年 3 月に中期目標の期中改定を行い、畜産業振興事業の補完対策（その他畜産業振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60 億円程度を削減し、資金の縮減を図った。

また、平成 23 年度に措置された牛肉・稲わらせシウム関連対策として予備費を財源に措置した事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業の返還金及び不要額等を平成 26 年 4 月以降、約 791 億円を国庫納付すること等により、長期預り補助金残高を前年度より約 1,000 億円削減し、資金の縮減を図った。

（平成 25 年度残高：3,452 億円 → 平成 26 年度残高：2,476 億円）

(破産更生債権等の管理状況等)

旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第 7 条に基づき、機構発足時に 2 乳業者について破産更生債権等（2.9 億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち 1 者は平成 19 年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9 億円）を行った。残る 1 者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成 25 年 9 月に自己破産した。これに伴い、連帯保証人に対し、弁済を求めていたところ。

なお、平成 27 年 3 月 6 日及び 5 月 27 日付けにて、連帯保証人 3 者の破産が確定されたため、債権回収が不可能となったことから、平成 27 年 6 月 8 日付けで求償権の償却（1.8 億円）を行った。今後は、平成 27 年 6 月 30 日をもって債務保証勘定を閉鎖した後、残余財産を国庫納付する予定である。

債務保証業務については、平成 15 年 10 月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。

(関連法人等に対する出資)

関連法人等（25 法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。また、平成 26 年 8 月に出資金回収の判断基準を定め、これに基づき出資金の管理を行うこととした。

これら 25 の関連法人等については、平成 26 年 5 月～27 年 3 月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連法人との契約の状況)

関連会社（19 社）及び関連公益法人等（6 財団）と当機構の間には契約に係る取引はない。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理由等は適切であった d:借入に至った理由等是不適切であった	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	

	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理由等は適切であった d:借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> 期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の借入金残高 202 億円及び交付金支払不足額 461 億円について、468 億円は調整金収入等により償還し、残りの 195 億円については借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成 26 年度通算では 0.110%の借入利率となった。 (短期プライムレート:1.475%)</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。 砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	---	---	--

					<p>【期末借入残高の推移】</p> <p><22年度>746億円 <23年度>316億円 <24年度>227億円 <25年度>202億円 <26年度>195億円</p>			
		<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p>	<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b:借入に至った理由等は適切であった d:借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定ー</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		

<p>4. その他参考情報</p> <p>(砂糖勘定の繰越欠損金)</p> <p>繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。</p> <p>平成26年度においては、調整金等収入533億円に対し、交付金等支出502億円で31億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成26年度末における繰越欠損金は237億円となった。</p>

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった ○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成26年6月17日に1,085百万円の国庫納付を行った。 <主要な業務実績> また、平成23年度に牛肉・稲わらせしウム関連緊急対策とし	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり6月中に金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし <評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半	

	<p>所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>還金等の金銭による納付 b:適切に対応した d:適切に対応しなかった</p>	<p>て予備費を財源に措置した3対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業および原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、返還額および不用額等を四半期毎(4月28日、7月29日、10月23日、1月28日)に国庫納付した。</p> <p>〔国庫納付額〕 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：74,488百万円 ・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業：4,600百万円</p> <p>なお、上記のほか、平成24年度補正予算により措置した畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る未使用分及び平成25年度に発生した事業実施主体からの返還金についても、今後使用する見込みがなく、不要であると認められることから、国庫納付した。</p> <p>〔国庫納付額〕 797百万円</p>	<p>期毎に金銭による納付を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>また、平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸廃止し、</p>	<p>また、平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸廃止し、</p>	<p>○3 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じ</p>	<p><主要な業務実績> — 【参考】 職員宿舎(2戸)の</p>	<p><評定と根拠> 評定— <課題と対応></p>	

	これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	た収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)	廃止は、平成 28 年度までに行うこととしている。	特になし	
--	---	---	---	---------------------------	------	--

4. その他参考情報
特になし

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 評価—	

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
7	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） b:得られた成果は十分であった c:得られた成果はやや不十分であった d:得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 （中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評	<主要な業務実績> 剰余金の発生がないことを確認した。（26年度計画にある使途への充当はない。）	<評定と根拠> 評定— 剰余金の有無を確認し、発生がないことを確認した。 <課題と対応> 特になし		

				価を行う。)			
--	--	--	--	--------	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 (2)人員に関する指標 (3)業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第5 その他業務運営に関する重要事項 - 1 職員の人事に関する計画 中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし 2 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし 2 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 - ○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） ◇(1)職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポスト	- <主要な業務実績> 職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、ポストオフ制度を実施した。また、平成26年度において、5人の新規採用を行った。	- <評価と根拠> 評価b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を計画どおりに適正に実施した。 <課題と対応> 特になし	

<p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>オフ制度、調査役の配置等) b:方針どおり順調に実施された c:概ね方針どおり順調に実施された d:方針どおりに実施できなかった</p>			
<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成 26 年度期首において、調査情報部の 3 名（平成 24 年度期末比▲2名）の調査役の役割分担等を見直し、明確化した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 調査役の配置を見直し、役割分担を明確化することにより、調査情報部の業務運営の効率化を図った。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。 〔参考 1〕 前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人 期初の常勤職員数の見込み 234 人 期末の常勤職員数の見込み 234 人 〔参考 2〕 中期目標期間中</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。 〔参考 1〕 前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人 期初の常勤職員数の見込み 234 人 期末の常勤職員数の見込み 234 人 〔参考 2〕 中期目標期間中</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） b:計画どおり順調に実施された c:概ね計画どおり順調に実施された d:計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 208 人となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 常勤職員数が計画どおり 234 人を上回っていないことを確認した。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>の person 費 総額 見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>の person 費 総額 見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p> <p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 階層別研修の実施 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった</p>	<p>< 主要な業務実績 > 初任者（5名）に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新聞購読研修（11月～3月、平成26年度新規採用予定者） イ 採用時衛生研修（4月） ウ 業務概要習得研修（4月） エ ビジネスマナー研修（4月） オ 公文書作成研修（4月） カ 初任者現地研修（10月）</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 農村派遣研修（8～2月、7名） イ 行政実務研修（7月～6月、3名） ウ 係長研修（11月、8名） エ 中堅職員研修（12月、9名）</p> <p>管理職に対し、必要</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価 b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施することができた。</p> <p>< 課題と対応 > 特になし</p>	
--	--	--	---	--	--	--

	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー</p> <p>イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>エ 監査関連研</p>	<p>② 専門別研修の実施</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 管理職研修（新任管理職対象）（6月、7月、11月、3月、10名）</p> <p>イ メンタルヘルス研修（1月、46名）</p> <p><主要な業務実績></p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計研修等 ア 会計事務職員研修（10～11月、2名） イ 予算編成支援システム研修（10月、1名） ・広報・調査情報関連研修 ア 広報研修（7月、2月、2名） イ 情報ネットワーク維持管理研修（6月～9月、4名） ウ 情報提供技術向上研修（2月、11名） ・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成研修（10月、1名） イ 個人情報保護研修（4月、6名） ウ 特別産業廃棄物管理責任者養成研修（11月、1名） エ メンタルヘルス研修（11月、1名） ・監査関連研修 	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	--	---	--	--

	<p>修として、内部監査研修等 オ その他、共通研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、中央畜産技術研修、統計研修等</p>	<p>3 積立金の処 分に関する事項 畜産勘定、で ん粉勘定及び補 給金等勘定の前 期中期目標期間 繰越積立金は、 それぞれ独立行 政法人農畜産業 振興機構法附則 第8条第1項に 規定する業務、 同法第10条第5 号ニ及びホに規 定する業務並び に加工原料乳生 産者補給金等暫 定措置法の第3 条第1項に規定 する業務に充て ることとする。</p>	<p>3 積立金の処 分に関する事項 畜産勘定、で ん粉勘定及び補 給金等勘定の前 期中期目標期間 繰越積立金は、 それぞれ独立行 政法人農畜産業 振興機構法（平 成14年法律第 126号）附則第8 条第1項に規定 する業務、同法 第10条第5号ニ 及びホに規定す る業務並びに加 工原料乳生産者 補給金等暫定措 置法（昭和40年 法律第112号） 第3条第1項に 規定する業務に 充てる。</p>	<p>○3 前期中期目 標期間繰越積立金 の処分 b:積立金を充てた 理由等は適切であ った d:積立金を充てた 理由等は不適切であ った</p>	<p>内部監査研修（6月・ 10月、11月、3名） ・共通研修 ア 語学力向上研修 （10月・12月、2名） イ 中央畜産技術研修 （6月・9月・11月、 13名） ウ 統計分析研修（7 月・8月・11月、6 名）</p> <p><主要な業務実績> （畜産勘定） 畜産勘定の前中期 目標期間繰越積立金 は、旧農畜産業振興事 業団より承継した株 式会社への出資の持 分として、機構法附則 第8条第1項に基づ き管理している。</p> <p>（でん粉勘定） でん粉勘定の前中 期目標期間繰越積立 金2,928百万円は、機 構法第10条第5号ニ 及びホに規定する業 務に充てるため、同勘 定において管理して いる。</p> <p>（補給金等勘定） 補給金等勘定の前 中期目標期間繰越積 立金16,909百万円 は、加工原料乳生産者 補給金等暫定措置法 第3条第1項に規定 する業務に充てるた め、同勘定において管</p>	<p><評定と根拠> 評定b 前中期目標期間繰越 積立金は、畜産勘定、で ん粉勘定及び補給金 等勘定においてそれぞ れ適切に管理されてい る。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	--	---	---	---	---	--

					理している。		
--	--	--	--	--	--------	--	--

4. その他参考情報							
特になし							